

- 2002年7月4日～5日に6月府議会一般質問が行われました。本府政報告では、日本共産党の光永敦彦、三双順子、島田敬子の三議員の質問と答弁の概要をご紹介します。

## 光永 敦彦（日本共産党 左京区選出）2002、7、4

### 青年の雇用対策に全庁あげて取り組み

#### 【光永】

日本共産党府会議員団の光永敦彦です。通告にもとづき、知事ならびに関係理事者に質問します。

青年の雇用をめぐる状況は、いちだんと厳しくなっています。大学などの就職率は92%となり、「60社回っても就職が決まらない」など、数字以上に厳しい現実が広がっています。希望をもって学んできた青年たちが社会に出る第一歩から就職できないという、夢や希望を奪われる事態となっているのです。

また、就職できた青年にも厳しい現実が待っています。大学を卒業し京都北部に帰ってきた青年は「大阪で仕事を探したがなかった。ようやく見つかったのがスーパーの仕事。毎日毎日残業でくたくたなのに給料は手取りで15万から17万で結婚もできない。それでもまだ仕事があるだけましかな」と嘆いています。それだけに、青年の雇用対策は全庁を挙げて取り組むべき課題です。

そこで第1に、相談窓口の設置についてうかがいます。

受験のための勉強が中心となった学校教育では労働者としての当然の権利や制度について学ぶ機会が減っています。そのため「残業代がでない」などという不当な事態に直面した時、途方にくれる場合が多く、実際、賃金未払いに直面した若い女性は、労働相談を通して「一人で悩んでいたら怒りばかりでしんどくて、無理やなあと思っていた」と述べています。

今、日本共産党左京地区委員会が作成した労働相談のポスターを見て、たくさんの労働相談が寄せられています。また、青年団体が「仕事・働きがい 青年サポート委員会」をつくり、私も街頭で労働相談宣伝に参加しましたが、「アルバイトでも有給がとれるなんて知らなかった」「相談に乗ってくれるところがあるのはありがたい」との声が数多く出されました。また北部の青年は「舞鶴に中小企業労働相談所があるなんて全然知らなかった」との声も出されました。

今、本府の中高年をふくむ労使関係や労働条件に関する相談窓口は、働く女性の相談コーナーをふくめても3カ所となっているだけに、青年の深刻な実態を絶対に見逃さず、行き場のない声をひろうために、かけこみ寺のように基本的なことから気軽に相談にのるとともに、関係機関につないだり、労働者の権利や暮らしを守る制度の啓発・普及を関係機

関と連携して行う青年独自の相談窓口を設置することが必要です。また、労働組合などと連携して労働者の権利や義務などについて学ぶ講座の開催と、青年への激励の意味も込めて、京都府のホームページ上トップに窓口を置くこと、ポスター作成することなどキャンペーンをはることが必要です。いかがですか。

また、サービス残業が犯罪であることを会社や労働者に対して徹底し、企業に厳しく迫るべきです。国が通達をだしリーフレットを作成しましたが、企業違反の罰則規定について書かれていません。「違反した会社は罰せられる」ということは企業や労働者にあまり知られていません。罰則規定をきちんと書いて徹底すべきよう国に求めるとともに、本府としても企業にせまるべきです。いかがですかお答えください。

**【府民労働部長】** 労働条件等の相談窓口については、府内2ヵ所に設置している中小企業労働相談所のほか、京都労働局および五つの労働基準監督署の労働相談コーナーや京都労働条件相談センターで相談している。今後とも、お互いに連れいしながら、青年・労働者が気軽に相談できるよう対応していきたい。労働条件等に関する講座は、京都府・京都市および労働団体等で構成する社団法人・京都勤労者学園において労働講座を開設し、青年勤労者にも労働の学習の場を提供している。これら相談窓口等については、「府民だより」や府のホームページ、「京都仕事ネット」など各種広報媒体等により周知をはかっている。サービス残業については、労働基準関係法令にてらして問題が認められる場合には、権限を有する労働基準監督署において個別に調査・勧告がなされている。府として、これまでから各種セミナーや労働ニュース等により、労働条件に関する法制度の周知・啓発につとめており、今後とも、京都労働局と連れいし、ながら、その周知・徹底をはかしていきたい。

## 深刻な高校生の就職難の打開を

### 【光永】

第2に、高校生の就職についてです。

今春卒業した中学や高校生の就職内定状況は中学生で64・4%、高校生で86・3%。いずれも同調査開始以来最低です。先生に伺いますと、「求人が年々減っている。指定校求人も大きく減っていて、4～5回受けても受からなかった生徒もいた」というのが現実です。今年も高校生の就職活動が始まっていますが、ケーキを作りたいという女子高生に求人は全くなく、先生が時間を割いて電話張で調べてかたっぱしから探すということもあり、授業をもちながら手が回らない事態です。就業機会と職業体験をすすめるにとどめず、雇用自身を拡大するあらゆる手立てをとるべきです。今年度から国施策で高等学校就職支援教員が常勤講師で配置されましたが、府北部と南部でわずか2名です。福島県では、求人開拓支援員として19人を採用し、支援員が企業を足で回って求人開拓に取り組み、内定者を拡大されています。こうした努力をすべきではありませんか。

また、大学卒業生などを対象とした説明会もしているわけですから、他県でも実施されている新規高卒者対象の合同面接会なども検討してはいかがですか。

さらに「就職できずにフリーターにならざるをえなかった」などの本年3月卒業生については、個別的フォローが必要です。昨年の決算特別委員会で私の質問に、教育委員会は

「卒業生への個別的な対応は、5月末まではフォローしながらやっている」との答弁がありました。実態把握も含め部局横断的な対応を求めるものですが、いかがですか。

**【府民労働部長】** これまでから、経済団体や京都労働局にたいし求人拡大をはかるようつよく要請し、また、各学校において、早期の進路指導の徹底や公共職業安定所との緊密に連れいし、求人開拓等につとめている。さらに今年度から、就職支援教員をあらたに設置し、企業情報の収集や求人開拓の強化にとりくんでいる。まず、本制度の定着と活用をはかることが肝要。高卒者向けの就職面接会は、毎年1月頃に京都労働局との共催により、新規高卒者を対象とした企業説明会を開催している。京都労働局が把握している高卒未就職者は、府内全体で毎年百数十人程度であり、集団的な面接機会より、個別指導によるきめ細かな対応をはかることが適切。公共職業安定署において、出身校とも連れいしながら、個々の事情に応じた情報提供や職業講習の実施など、各種の職業支援策が講じられている。府としても、ホームページによる情報提供や府立高等技術専門校における職業訓練の実施など、教育委員会や京都労働局とも連れいしながら必要な支援につとめている。

## 国民生活に必要な分野の仕事を増やせば、

### 青年の雇用拡大につながる

#### 【光永】

第3に、雇用拡大についてです。

国土交通省や経済産業省などは、有給休暇を完全に取ると148万人の新規雇用と11兆8千億円の経済波及効果を生み出すと発表しました。違法なサービス残業の解消、長時間残業の削減、有給休暇取得による雇用拡大と国民生活に必要な公的分野の人手不足の解消をすれば雇用拡大が確実にすすむのです。

この6月から京都府では、ワークシェアリングと銘打った臨時雇用が始まりましたが、常勤雇用そのものを増やす努力が必要です。とりわけ中山間地の多い本府では、JAがリストラに奔走し、また教員や公務員が減ることは、地域の担い手を失っていくという点からも重大です。実際、私が話したある青年は「田舎で生活し続けたいけど、働く場がないのでとどまりたくてもとどまらず、結婚して家庭ももちたいけど、それもできない。やっぱり働く場が第一に欲しい」と心から願っていました。

これまで本府は「財政健全化」として1300人の大リストラ計画を進める一方、公務員や教員の極端な採用抑制を進めてきましたが、雇用拡大と地域の担い手を育てるという観点から採用抑制を転換すること、そして、雇用の年次計画をたて計画的に雇用をふやすことに踏み出すべきです。例えば教育でいえば30人学級の実現で、小中学校あわせて1857人、保健師や有資格者なども必要となっています。また市町村に対しても、市町村の自主的判断を効果的に促すためにも、ケアマネージャーや保健師、技術者の採用など政策的な支援をすべきです。いかがですか。

**【府民労働部長】** 職員・教員の新規採用については、行政改革をすすめる中で、府民ニーズを十分見極めるなかで、必要な採用をおこなっている。市町村職員の採用については、地域の実情に即した施策を効率的に実施する観点から、市町村長の判断により、計画的に

おこなわれていると認識している。

## 福祉分野での雇用創出を積極的にはかれ

### 【光永】

私が注目しているのは福祉分野です。ある特別養護老人ホームはヘルパー60人、うち介護職員が約40人おられ、そのうち約30人が青年となるなど地域の雇用にも大きく貢献しています。我が党は、ムダと環境破壊の大型開発優先を改め、生活密着型の公共事業を求め、中でも福祉施設は、産業連関表を利用した経済波及効果は、福祉サービスの投資がほぼ2倍を示し、過疎や高齢化地域では建設事業より大きな雇用創出効果があると指摘してきました。

今回の補正予算で、特別養護老人ホームの整備によりやく雇用創出という観点盛り込まれましたが、青年の実効ある雇用をすすめるために、整備の年次計画を立てるべきですが、いかがですか。また、介護保険制度実施後、療養型病床群、介護老人保健施設、訪問リハビリなど、理学療法士・作業療法士のニーズも高まっています。技術を身につけたい青年の有資格者が中・北部で定着し、またリハビリテーションのシステムを作るためにも、中・北部にリハビリセンターを設置し、市町村への支援や雇用確保につないでいくべきです。いかがですか。

さらに、野田川町で青年の仕事確保と福祉人材確保のために実施されている福祉修学資金貸付制度のように、福祉関係の資格取得のために大学や専門学校に通学する生徒に月25000円以内の貸付を行い、資格取得後、野田川町に住み、福祉施設に5年間勤務すれば免除する、また他町に住み野田川町内の福祉施設で5年以上働けば半額免除するという制度にもならい、本府でも青年の支援策を検討してはいかがですか。お答えください。

**【保健福祉部長】** 理学療法士など医療・福祉関係従事者の確保については、現在の就学資金の貸与制度の活用等により、福祉・医療分野の雇用にも資すると考えており、必要な人材の養成につとめてまいりたい。

## 介護保険制度の抜本的な見直し・改善をはかれ

### 【光永】

いま来年4月の見直しにむけ、検討作業が続けられています。2000年に発表された「第2次京都府高齢者保健福祉計画」に対しては、我が党議員団として「見解」を発表し、改善と充実を求めてきました。その後、府民のみなさんの運動と我が党の追及で特別養護老人ホームの整備、実態調査の実施、待機者調査や被爆者の利用料減免、法人減免などが実現されました。しかし、当初「介護の社会化」「利用者がサービスを選択できる」などと宣伝されたものの、実態は程遠いということがハッキリとしてきました。したがって見直しに際し、この2年間の到達の上にとって、また私自身が調査した実態を踏まえ伺います。

第1に、計画に対する到達についてです。

京都府の中間とりまとめでは、要介護認定者数は、当初平成13年度予測が55398人に比べ、平成13年12月時点で67093人となり、大幅に増加しました。

施設サービスは、旧厚生省が示した「施設サービス利用者数の見込みを65歳以上人口の概ね3・4%」などとする国基準の範囲を堅く守った低い整備目標すら達成できませんでした。在宅サービスは、訪問介護が圏域別に見ると目標に対して丹後圏域では69・2%、中部圏域2で68・8%。訪問看護は、全体で55・2%、丹後圏域で33・9%などと低くなっています。ここには、のしかかる負担問題とともに、基盤整備がすすまないことがあり、その傾向は中山間地で顕著に現れています。

ところが国は、今になって次期事業計画で、介護保険施設の参酌標準を65歳以上の高齢者人口を3・2%に抑え、グループホームやケアハウスを組み込み、全体で3・5%にするよう指導し、また診療報酬の改悪で高齢者の社会的入院を認めず医療施設からの追い出しをしながら、一方では3施設の人口比を介護療養型医療施設は大きくするなど、全くちぐはぐな対応をしています。

本府として2年間で計画と実態が乖離していることが明らかになったわけですから、市町村に対し、国の参酌標準にとらわれず、実態に即した基盤整備の目標をたてること、また、そのために全面的に支援することを明らかにすべきですが、いかがですか。

また計画策定には、この2年間の実態の把握と分析がどうしても必要です。約12000人が要介護認定をうけたが、サービスを利用されていません。ある町の担当者は「認定と利用の差が大きいので、その人たちがなぜ利用しないのか、できないのかについて把握しないと計画が立てられない」と言われていました。市町村と協力して、踏み込んだ実態の把握と分析を行うべきですがいかがですか。

**【知事】** 介護保険事業計画について、今回、市町村が同計画の見直しをおこなうのは、制度施工後初めてであり、見直しにあたっては、今後の介護保険制度の適正な運営を確保するため、実績を十分ふまえることが大切である。市町村では、現在、給付実績や先ごろとりまとめたサービス見込み量などを把握・分析しながら、計画の改定作業をとりこんでいる。府としては、市町村の作業を支援するため、サービス利用者の意識や特別養護老人ホームの申し込み状況、事業者のサービス提供見込み量などの調査を実施し、市町村に適切な情報提供をおこなっている。今後とも、各市町村において、実態をふまえた主体的な次期計画が策定されるよう積極的な市町村への支援をおこなっていききたい。なお、府においては、今年度、140億円を投入するとともに、施設整備についても高水準の独自の助成措置を今議会にお願いするなど、全力をあげて介護保険制度の円滑な推進にとりこんでおり、今後とも、市町村が策定した介護保険事業計画にもとづく施策について、府の役割をふまえ、積極的な支援をしていきたい。

## 府独自に、保険料・利用料の減免制度をつくれ

### 【光永】

第2に、負担の軽減についてです。

この間、「来年の介護保険料見直し 引き上げ避けられず」など衝撃的な報道があいついでいます。ある町の担当者は「出発時点には、できるだけ保険料は安い方がよいという考えで努力したが、今後は上げざるをえない」と苦渋の声も聞かれます。「京都府高齢者保健福祉計画等検討委員会」の資料では、参考数字ながら保険料試算で3600円と発表され、

値上げは必至といわんばかりです。これが実施されれば、介護保険の制度が崩壊する危険すら招きかねません。厚生労働省の「国民生活基礎調査」では、高齢者世帯の76・2%が住民税非課税世帯であり、年金額は受給者の半分が月に3万数千円から5万円の支給です。この2年間の実績でも、支給限度額に対する利用状況は平成12年度で36・2%、平成13年度12月実績で37・7%となっており、負担が重く利用できないことも大きな理由の一つとなっています。又、保険者にとっては、必要な基盤整備をすすめれば、保険料に跳ね返るといふ制度の根幹にかかわる深刻な矛盾に直面しています。だからこそ、国庫負担を増やすことを求めることです。国として恒久的な低所得者に対する保険料・利用料の軽減策がどうしても必要です。また、いつまでも「国に配慮を求めている」などとせず、本府として減免制度を実施するのかどうか、明確にお答えください。あわせて、少なくとも府下自治体が独自に実施する「減免制度」に対して、政府がペナルティを加えたり、干渉したりしないよう求めるべきですが、いかがですか。

さらに、介護保険の住宅改修制度などの改善も負担の軽減という観点から必要です。介護保険制度では、特定の福祉用具を購入した場合や住宅改修を行った場合は、まず全額自己負担し償還払いとなります。保険支給の対象工事種別が定められ、知らずに工事をすすめると支給できないという深刻な例もあります。すでに大阪市では、給付券方式で介護保険福祉用具購入費と住宅改修費を事業者に直接支払う方法をとっています。こうすれば全額負担しなくて済みます。委任払い方式、バウチャー方式など検討すべきですが、いかがですか。

**【保健福祉部長】** これまでから、地方自治体の財政負担が過大とならないよう、また、高齢者の経済負担に十分配慮し、必要な対策を講じるよう、国にたいし積極的な提案をおこなっている。なお、保険料・利用料などの減免については、現行制度の活用を市町村にたいして積極的に促している。福祉用具購入および住宅改修に関する保険給付については、受領委任払い方式なども可能であることから、制度の趣旨もふまえ、市町村の意向を尊重し対応していきたい。

## 遅れている基盤整備を計画的にすすめよ

### 【光永】

第3に、基盤整備などについてうかがいます。

これまでから我が党は、在宅も施設も、財政措置含めた支援と民間だのみはやめることを指摘してきましたが、その指摘が正しかったことが証明されました。

施設整備は、介護保険施設が不足していることは、すでに代表質問でも指摘したとおりです。したがって、府民に対して「いつでも安心して利用できますよ」といえるだけの整備計画をもち、進めるべきです。

在宅サービスの分野では、鳴り物入りで参入したコムスはすでに撤退し、「JAもヘルパー養成はしたが、その後サービスはしてない」など、2年間で訪問介護44事業所をはじめ、70の居宅介護支援事業所が廃止されました。調べてみますと、府下17町村が訪問介護事業所1箇所のみで、うち12町村が社協もしくは町直営となっています。また、それ以外の町も含め、ほとんどが社協や社会福祉法人、NPOなど、中山間地で民間だの

みが破綻しています。しかも、事業所運営は大変厳しく、ある町では「常勤4人、登録ヘルパー20人でなんとか運営しているが、収入が安定していない」など、現場のヘルパーさんらの努力で支えられているというのが実情です。したがって、これまでの姿勢を改め、公的な整備をするために、本府として指針をもち、社協などへの財政支援も行い基盤整備の推進にあたるべきではありませんか。

**【保健福祉部長】** 特別養護老人ホーム等の介護保険施設については、市町村や事業主体と協力し、次期計画の利用見込み者数をふまえ、雇用の創出にもつながるよう、今後とも、必要な施設の整備につとめていく。ホームヘルムサービスなどの在宅サービスについては、介護報酬の見直しの中で、民間からも多様なサービス事業者の参入が期待できる所であり、府としても、より質の高いサービスが提供されるよう、事業者の適切な指導につとめていきたい。

## 公的な支援をつよめ、介護予防の充実をはかれ

### 【光永】

第4に、公的な支援と介護予防の充実についてです。

介護保険によってサービスを受けるのは、高齢者の10%程度にすぎません。したがって介護保険と予防施策を充実するために、市町村の公的役割をはっきりとし、府が全面的に支援することが必要です。ある担当者は「介護保険導入で本当に必要な人が利用できているのかどうかわからない」といわれるように、市町村は保険者でありながら実態把握がしにくく、また民間のケアマネジャーは、介護保険制度内で解決できない困難事例や生活上の問題も多く、地域や行政との連携は欠かせません。そこで、本府として、市町村に基幹型在宅介護支援センターの設置をすすめるとともに、地域型在宅介護支援センターのネットワークを構築するための支援をすべきだと考えますがいかがですか。

また「介護予防・生活支援事業」がスタートしましたが、なかなか進みません。本府がばっさり削った介護者激励金の代わりという「家族介護慰労事業」はわずか15市町村。一方、生きがい対応型デイサービスは多くの市町村が実施されているものの、増やそうとすると財政的裏づけが厳しいという問題があります。したがって、「介護予防・生活支援事業」の国が定める限度額が、高齢者人口によって規定されている基準の引き上げを求めるとともに、本府として金額の上乗せや、市町村の要望に応えた横出しサービスを検討すべきですが、いかがですか。

**【保健福祉部長】** 在宅介護支援センターについては、ケア・マネジメントリーダーの養成等にとりくんでいるが、基幹型と地域型のネットワーク構築につとめていく。高齢者介護予防等支援事業について、必要な額を確保しており、国の基準額を越える場合には、特別加算制度も活用して、市町村を支援していきたい。

## 情報を公開し、高齢者の介護・生活保障の総合的システムの確立を

## 【光永】

第5に、情報公開についてです。

見直しに当たっては、市町村においては今後3年間の保険料を含めた重要な事項を決定していくわけですから、情報公開と住民参加を積極的にすすめることが必要です。「京都府高齢者保健福祉計画等検討委員会」の傍聴や、府民から意見聴取をするなど、積極的な対応を求めるものですがいかがですか。また、「介護の質」の問題もあるわけで、今回の補正予算の「介護サービス評価支援事業」について、「介護サービス評価検討委員会（仮称）」にケアマネージャーや介護保険利用者家族などに入ってもらい、より実効あるものとし、基盤整備の質の向上と利用者への透明性を確保すべきと考えますが、いかがですか。

以上、介護保険について提案も含め伺いましたが、本府として介護保険制度の抜本的な改善と、高齢者の介護と生活保障の総合的なシステムの確立に全力をあげることを強く求めます。

**【保健福祉部長】** 「京都府高齢者保健福祉等検討委員会」について、利用者の代表にも委員として参加していただき、また、報道機関への公開や資料公表もおこなっている。今回の計画の見直しにあたっては、広く、府民のみなさんのご意見をお聞きして策定したい。介護サービス評価の検討にあたっては、介護支援専門委員や利用者のご意見が十分反映させるようにしていきたい。



# 三双 順子（日本共産党・南区）2002年7月5日

## 食品安全の問題

### 専任監視員の配置、検査機器の充実、食品表示ウォッチャー制度の導入、食品安全確保法の制定を国に求めよ

#### 【三双】

日本共産党議員団の三双順子でございます。私は先に通告しています三点につきまして、知事ならびに関係理事者に質問いたします。まず、食品の安全について質問いたします。

「いったい何を信用して食べたらいいか」——いま、国民は大きな不安と怒りの気持ちでいっぱいです。牛肉、鶏肉、豚肉などの「産地偽装表示」、化学香料などの「違法添加物」、輸入野菜などに「高い濃度の残留農薬」「遺伝子組換え食品」などが、野放しにされ、国民の知らないところでこうした「食品衛生法違反」「農林規格法違反」が、長年にわたってまかり通っているのに、それを知らされずに消費者は食べ続けてきたことになっています。

厚生労働省や香料化学会社の幹部は「外国でも使われている」とか、「微量」だからなどと発言していますが、1つの食品にたとえ「微量」であっても、多くの種類の食品を摂取するのですから、特に赤ちゃんや成長期の子どもたちへの影響は大きいと言わなければなりません。それだけに「微量」だからなどの言い訳は犯罪行為で、決して許されるものではありません。

「偽装表示」や「残留農薬の検出」「違法添加物の検出」などが明らかになってきたのは、監督官庁である厚生労働省や農林水産省が監視して問題を摘発したのではありません。今回の事件も、東京都への投書や内部告発、民間団体である農民運動食品分析センターの検査によるものがほとんどであり、全国でこの2カ月間に発覚した添加物違反事件12件のうち、行政が摘発したのはわずか1件であります。

法の甘さにつけこんで、不正を行った企業の倫理とともに、国内農業をつぶす輸入に食料を依存する農政、輸入食品や野菜がこの10年間で3倍にも増えているのに検査体制を弱めたり、大半を素通りさせてきたこと。安全性の確保を無視した規制緩和の動きなど、これまでの政府の食品、食料行政がいかに消費者・国民の安全に責任を持たないものであるかを、一連の事件は示しています。

政府がJAS法を改正し、違反企業に対する罰則強化や表示違反が発覚した場合、直ちに業者名が公表できるようにしたり、BSE問題では、政府も対策新法を提出せざるを得なくなり、対策の一步を踏み出したともとれますが、私は安全な食料を求める立場から京都府の取り組みについて、次の4点についてご所見を伺いたいと思います。

1点目は、食品衛生法に定められた施設に対する立入検査、監視の問題です。わが党の梅木議員が代表質でも指摘しましたが、法で定められた回数の監視が二・二%しかできていません。各地方振興局が出している業務概要をみますと、例えば食品添加物製造業については、向日町振興局10年、11年、12年と1度も調査・監視ができていません。他の保健所でも同じような事態で、法定回数にはほど遠い状況です。何が障害でできてい

ないのか、伺います。新聞報道でも指摘されているとおり、私は食品衛生監視員の絶対数が不足しているからだと考えます。91人おられますが、すべて兼務です。専任職員も配置すべきと考えますが、いかがですか。

2点目は、検査と検査機器の充実についてです。ベビーフードからも残留農薬、お菓子に違法添加物が検出されましたが、厚生省の指示待ちではなく、府保健環境研究所が各保健所とも連携して、府内の店頭検査など積極的に実施すべきと考えます。残留農薬の検査について本府は、府保健環境研究所で、現在の機器と分析でよいのか検討されているようですが、広い分野に適用できる分析器としての液体クロマトグラフ質量分析計などを、是非、導入し、分析力を強める体制が必要と考えます。いかがですか。

3点目は、食品表示ウオッチャー制度の導入の問題です。この制度は「農林水産省の補助事業である食品表示内容が適正かどうか消費者がチェックする」ものです。すでに導入した県は16県に及んでいますが、本府も直ちに導入すべきと考えます。

4点目は、食品衛生に関する法律の改正の問題です。食品の安全にこれだけ国民の不安が大きくなっているなかで、国の制度改正は緊急課題と考えます。わが党は今年3月に食品安全確保法案を提案しました。輸入食品の検査をモニタリング検査から水際検査にもどすこと、そのための体制の強化、食品添加物や農薬などの使用規制の強化、ハサップ認定施設に対する定期検査の義務づけ、予防原則の明示、消費者の知る権利と正確な表示の義務化など内容とするものです。知事は、このような法改正が行われるよう国に求めるべきと考えます。いかがですか、お答えください。

**【保健福祉部長】** 食品衛生施設に対する監視についてであります。先に梅木議員の代表質問に対し、知事からお答え申し上げました通り、京都府においては大規模な食品製造等対象施設の重点化、広域監視機動班による迅速な対応、京都府食品衛生協会との連携など、実施方法にも創意工夫を凝らしながら必要な監視に対しまして、効率的、計画的に実施しているところであります。こうした中で昨年の76名に対し、今年度は91名の食品衛生監視員を任命し、体制の強化をはかったところであります。

次に食品検査についてであります。府内産品や健康ディスクの高い食品を選定し、残留農薬、添加物など年間1000検体、延べ約12000項目にわたる幅広い検査を実施いたしますとともに、本年度は遺伝子組み換え検査機器を新たに整備するなど、逐次、監査体制の整備をはかっているところであります。

食品表示の適正化につきましては、JAS法の改正に合わせまして、昨年6月には府職員36名による調査体制を整え、さらに本年2月には食品表示110番を設置するなど、適正な食品表示の指導や監視に努めているところであります。

次に、食品衛生法の改正についてであります。昨今の食品をめぐる多様な課題に対応するため、食品表示制度の抜本見直しなど総合的な食品安全対策の構築について国に対し積極的に提案しているところであります。

## **学校5日制と学童保育問題**

### **学童保育の未設置をなくし、土曜日開設は急務**

### **障害児の受け入れ、障害児の学童保育にも支援の強化を**

**【三双】**

次に学校週五日制と学童保育について質問いたします。

今年もはや一学期が終わろうとしています。土曜日にも休みとなった子どもたちが、どう過ごしているのか、また父母の思いや地域の取り組みなどがアンケートなどで伝わって来ます。私は、学校五日制のための不可欠な条件づくりの1つとして、学童保育、学校開放などの公的な取り組みや文化活動との連携が計られ、地域の子育てネットワークがすすめられることが大切だと考えます。

今回、私は学童保育に関わって質問します。

言うまでもなく学童保育は共働きや母子、父子家庭の小学生の放課後や長期休暇の安全な生活の場として大切な役割を果たしてきました。京都府内では2002年5月現在、学童保育を実施している自治体は30(238施設)となっています。この4月から学校五日制になって土曜日にも開設しているのは20自治体(201施設)ですが、逆に土曜日開設を中止したところが10自治体、27施設となっています。綾部市は全部土曜日の開設を取りやめ、亀岡市では14の学童保育が土曜閉鎖。宇治市でも原則、土曜日は閉鎖としながらも市内八カ所だけで実施しており、定点方式で親が送り迎えされたり、留守家庭などに学童保育に入れない子どもが出ています。「土曜日は地域との触れあいを大切にしたい」などが表向きの理由になっているようですが、すべての保護者が土曜日休日ではありません。土曜日の学童保育は必要であります。土曜日を閉鎖することは、学童保育の法制化に照らしても自治体の役割放棄であり、学校五日制を口実に学童保育にしわ寄せして予算を削減するのは筋違いとしか言えません。

土曜日にも思うように休めない共働き、母子、父子家庭などにとって学童保育は生活を支える基盤であり、希望者がある以上、親の就労の実態に合わせて運営し、土曜日にも開設すべきと考えます。本府として、こうした実態についてどのように認識をしているのか、伺いたいと思います。

厚生労働省は、今年4月から「土曜日、祝日加算」を新設し、自治体が積極的に学童保育を開くことを求めています。施設に年間わずか22万3千円で、これを国、府、市が3分の1ずつ負担となっています。先日の京都新聞の社説でも、今回の加算くらいでは「焼け石に水」だと酷評しているように、実態にあったものではありません。本府が今回、補正予算で計上した助成費は、国の予算措置に伴うもので、学校五日制に伴う体制の整備には十分とは言えません。

現状の学童保育に対する府の助成でも、本府は国基準を弾力的に運用していますが、実際には市町村の持ち出しが多くなることから開設に二の足を踏むところや、せっかく開設しても保護者負担が重いなど、まだまだ困難を抱えています。私は本府が市町村の取り組みを支援し、よりいっそうの土曜開設を促進するため、土曜・祝日加算単価に引き上げおよび運営単価の引き上げを国に求めるとともに、国の基準通りではなく、本府としても独自の助成措置を講じるべきと考えますが、いかがですか。また、学童保育に取り組みされていない市町村に対して、開設に向けた積極的な働きかをおこなうべきと考えます。いかがですか。

また、土曜日にも開設している学童保育でも、始業時刻が9時や9時半、長岡京市のように午前11時30分という所もあります。このため働く保護者のみなさんからは「親が先に仕事に出た後、学童が始まるまでの間、子どもを家に置いて行けねばならない」「無事に

学童に着けたかかどうか心配」との声があります。「学校の授業開始時刻と同じスタートになるようにしてほしい」との強い要望が出ています。この要望の実現に向けた指導と財政保障をすべきです。どうされますか、お答えください。

次に障害を持った子どもの学童保育について伺います。障害児は小学四年生以上になっても1人で過ごすことができない子どもが多いため、学童保育への入所の願いは切実です。しかし、今の学童保育では障害児を受け入れたくても、人的な体制や財政基盤がないのが現状です。このため、なかには親が全額負担で介助者を頼んで学童保育で過ごすケースがあります。これでは経済的負担が重く、介助者の確保も容易でないなど、学童保育に行かせたくても行けないのです。

国もこうした現状を一定認めざるを得なくなり、2001年度からようやく障害児の受け入れを促進するとして、年間70万円（国3分の1、自治体3分の2）補助することになりましたが、補助対象となる施設は年間281日以上開設、四人以上の障害児を受け入れることなどの要件を満たしていなければなりません。このため全国では21府県で独自に助成制度をつくっていますが、京都府にはまだありません。冷たい府政と言わなければなりません。独自の助成をして障害児の放課後の生活を保障すべきです。いかがですか。

国が本当に「障害児の受け入れを促進する」というなら、補助の基準を1名からとし、障害児の人数に応じた指導員の加配ができるよう国に改善を要求すべきと考えますが、いかがですか。

また夏休みや冬休みなど長期休暇に、保護者やボランティアなどが協力して自主運営している障害児のための学童保育が現在、府内13カ所あります。府はこの心身障害児季節療育事業に年間35万円の補助をしていますが、これだけでは到底足りず、保護者らがバザーや廃品回収などで懸命に運営費を捻出しています。こうした共同学童保育への補助の拡充も必要です。お考えをお聞かせください。

**【保健福祉部長】** 京都府におきましては実施主体であります市町村の取り組みを積極的に支援する立場から、先ずはこの事業自体の普及を第一と考え、府独自に児童数10人未満の小規模クラブへの助成を実施するなど、積極的に取り組んでいるところであり、実施クラブ数も着実に増加しているところでもあります。

学校週5日制に対応する放課後児童クラブの土曜開設についてであります。これまでも市町村に対し積極的に取り組むよう要請しているところであり、これに必要な予算を今議会にお願いしているところでもあります。なお、その実施内容につきましては、それぞれの地域の実情やニーズに応じた形で実施されることが大切ですので、引きつづき市町村にその旨働きかけてまいりたいと存じます。

障害のある児童につきましては、現在、約4割のクラブにおいて受け入れが行われているところではありますが、よりいっそうの推進をはかるため加算制度の活用をはかっているところでもあります。

放課後児童クラブの充実につきましては、引きつづき国に対しまして積極的に要望してまいりたいと考えております。また心身障害児季節療育支援事業につきましては、障害のある児童が地域で安心して過ごすことができるよう府独自で助成しているところであり、今後とも市町村はじめ関係機関とよく連携する中で対応をしてまいりたいと考えております。

## 産業廃棄物の不法投棄問題

# 亀岡市畑野町の違法採石、不法投棄を見逃してきた府の責任は重大。住民の安全を守る万全の防災対策をおこなえ

### 【三双】

次に、亀岡市畑野町の違法採石、産廃不法投棄に関連して質問いたします。

先日の代表質問で梅木議員から、京都府下に発生した違法行為に対する本府の責務を明らかにするよう求めましたが、ここに畑野町で違法な採石と産廃残土投棄を繰り返し、土を覆いかぶせて来た大阪の業者・池浦工業の行為地の写真があります。(パネルで紹介)

見てください！ 山はすっかり緑が剥がされ、いたる所で山を爆破しては採石や真砂土をとった後の岩盤がそそり立つように露出しています。岩石の多い斜面、わき水が出ていたり、割れ目がある斜面、山崩れ、土石流の危険をはらんだ状況の岩山であります。

この間、復旧工事と称して、崩れかかったようなのり面に申しわけ程度の種子を吹きつけたり、植栽と称して部分的に細い苗木が植えてあります。京都府は違法採石、産廃投棄をしてきた池浦興業、西村天童両業者に対する復旧工事の指導は終了したと地元で報告していますが、とんでもないことです。今年3月9日付で地質学専門家からなる国土問題研究会から、その危険性を指摘した報告書が出され、地元住民によって府と亀岡市、関係機関に提出されています。

報告書は、専門家による現地調査がおこなわれ、跡地の復元工事に関し、危険性のある重要な箇所を指摘し、「土石流防止のための措置が全くとられていない。工事のやり直しが緊急に必要である」と指摘しているのです。それでも知事は防災対策はとられていると認識しているのですか。こうした調査結果を真摯に受けとめ、もっとも不安を感じている地域住民の納得のいく土石流防止のため、工事のやり直しをおこなうよう業者を指導すべきです。いかがですか。

私は先日、わが党議員団の太田議員とも現地に6度目の足を運んで見てまいりましたが、これが復旧工事か、どこが防災工事なのかと、あきれざるばかりでありました。地元住民の方々は「防災上の不安は何も除かれていません」「このままでは枕を高くして寝られせん」「これまで府当局や警察署へも何回も安全策をお願いしてきました」と口々に訴えておられました。この畑野町西山地域は、府が危険溪流地域に指定するなど、もともと危険な地域であります。知事、あなたはこの六ヘクタールも違法採石、産廃投棄が10年近くおこなわれた山のすぐ横や真下に住んでおられる府民の不安な気持ちがおわかりになりますか。住民の思いをどのように受けとめておられるのか伺います。

梅雨や台風の時期に入り大雨が降れば、重大な事態が心配されるのです。住民の不安を取り除くために京都府は責任を持って万全な防災対策を実施する責任があります。知事の責任ある答弁を求めるものです。

これまでの経過を見れば、行政の初期対応の遅れはハッキリしています。違法採石をつづけている業者に対し、平成12年5月時点でも違法を合理化しズルズルと違法な採石と産廃投棄を許してきた甘い態度が深刻な事態を招き、住民の安全を脅かし、行政に対する不信を生み出してきたことは明らかです。府は、行政の信頼を回復するためにも、真摯な

態度で臨むべきだと思います。住民のみなさんの願いは、緑の山を取り戻すことです。畑野町では、違法業者が採石をしたところに産廃を持ち込み、そこに土をかぶせてきたのです。産廃の全面撤去をさせ、緑の山に戻させるよう業者を指導すべきです。住民の信頼を取り戻すためにも、住民の声にこたえるべきです。いかがですか。

関連して府内の産廃不法投棄の現状と規制について伺います。

平成13年度警察庁の調査によると、全国的に不法投棄が増え、巧妙化、悪質化していると報告されています。処分場が不足していることが背景にあるとは言え、環境破壊、自然破壊は深刻で放置できない課題であり、廃棄物処理法に基づく的確な対応が自治体には求められます。平成13年度の本府内での不法投棄は651カ所と増大し、常時監視している箇所は40件とのことです。問題は行政が悪質な事例に対し現行法でも可能な対応、つまり立ち入り検査や操業の即時停止、尚かつ告発も辞さない姿勢で望んでいるかどうかです。昨年、府警察による検挙件数は163件、逮捕者数167人とのことですが、府の行政告発による立件はわずか1件にとどまっていることは問題です。

また、悪質な行為者が「廃棄物処理法違反」で検挙、刑事罰が課せられても、産廃を積み上げた現場はそのまま放置されることが多く見られます。府は住民の安全と住環境を守るためにも現状回復させる指導を強化すべきであります。

日吉町では、産廃不法投棄で逮捕された行為者が自己破産し、その土地が転売され、別な業者によって動物霊園、植林用の苗づくりを名目に再び産廃投棄をしています。住民は新たな不安を持ち、検挙された前行為者の二の舞にならない対応を京都府に強く求めています。立ち入り検査、行為の即時中止、告訴も辞さない、き然とした対応が求められます。どうされますか。お答えください。

以上、府内に起こっている産廃の不法投棄に立ち向かい、不法行為を許さないため、府の責務、製造企業、排出者の責任も明確にするとともに、リサイクルの体制を確立する府条例の制定が必要です。府の規制条例策定のメドについてもお聞かせください。

**【知事】** 産業廃棄物の不法投棄につきましては、各地方振興局に不法投棄特別対策地域機動班と本庁に不法投棄等特別対策室を設け、府警本部の環境犯罪特別捜査隊と緊密な連携をはかりながら、悪質な行為者に対しまして告発も含めて迅速かつ厳正に対処することと致しております。また、こうした不法行為に対しましては摘発事案も含めて、行為者や排出事業者に対して産業廃棄物の撤去等について厳しく指導をおこなっているところでありますが、不法投棄の につきましても地域の人の生活環境や自然環境を不法に侵害する悪質な行為に対して、初期段階での的確な対応をすることが非常に重要であり、実際の現場に置いては一時保管を装うなど現在の廃棄物処理法では対応が難しい状況にもあります。これらの問題に対し迅速に対応するため、条例による規制措置が必要であると考えておりますが、廃棄物の認定との問題、法との関係など課題が多いため、先に梅木議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、現在、学識経験者で構成する研究会で鋭意、検討をつづけていただいているところであります。

**【企画環境課長】** 日吉町については地元の機動班におきましては、現地で事業者に対する事情聴取を行い適正処理について厳重に指導したところであります。今後とも監視パトロールを強化し、違法行為を確認すれば警察と連携の上、厳正に対処することとしており

ます。

**【土木建築部長】** 亀岡市畑野町の問題についてであります。違法行為者に対しましてこれまで「やり得」は許さないという厳しい姿勢で強く指導してきた結果、2業者について防災工事を完了させたところであります。防災工事につきましては、斜面の安定および不安定土石の除去等の防災上の観点から十分な技術審査を重ねた上で、必要な工事を行わせたものであります。近く地元住民のみなさまに対し、今回の防災工事の報告会を実施することと致しております。

また違法行為場所へ産業廃棄物が埋め込まれたとのご指摘につきましては、防災工事に先立ち府が実施致しました立ち入り調査におきまして産業廃棄物の現時点での持ち込みは確認しておりません。なお今後、大雨や台風などの異常降雨時には市役所等の関係機関と連携して必要な監視点検等を行ってまいりたいと考えております。いずれに致しましても先ほど知事からお答えいたしましたように不法行為者に対しては今後とも厳しく対応してまいりたいと考えてございます。

## ヘリではなく長靴で直接、現場を見るべき。住民を不安と危険にさらした行政の責任は重大、最高責任者として陳謝を

### 【三双】

ただ今一定のご答弁をいただきましたが、特に防災の問題などでは全く不満であります。知事に私はお尋ねいたしました。知事はかねてから現場主義、現地主義を言っておられまして、「安心安全」が京都府行政の一番根本的な課題だと、そのことを保障していくのが京都府の仕事だとおっしゃいました。私も全くそれは結構なことだと思っています。

しかし現実には、先ほども申しましたように京都府の長年の甘い対応によりまして、いま千ヶ畑の人たちが、たくさんの住宅が危険な思いをしておられる、毎日、不安を覚えておられる、「この気持ちを知事はわかりいただけますか」ということを、私はお尋ねをしてるんですけれども、京都府の行政の最高責任者として、率直なお気持ちをお聞かせいただきたいと申し上げましたが、お答えが抜けていたように思いますので、その点をお聞かせをいただきたい。

そして、今も「防災工事はやられた」とおっしゃっておりますけれども、一定やりましたよ。これは随分、みなさんのきつい追及でね。「説明会もやることとなった」これも確かにそうです。この7月に説明会をやられるのも、この4月から9回にわたって京都府や土木事務所に地元の方が申し入れをなさってようやくされることになったとお聞きして、それはそれとして私も良としたいんですけれども、あの工事の現状は、ヘリコプターから見ているだけでなく、長靴を履いて歩いて見て来られたらいいと思うんですよ。京都府の理事者は。

やはりね、あれが安全だと言えないし、学者の方たちが公正な立場で見られて不安が多いと指摘しておられるわけですから、この指摘を厳しく受けとめて京都府の責任でああいう事態に業者を泳がせたわけですから、京都府の責任で防災対策の万全策をとっていただきたい。このことをもう一度、申し上げますので、「責任でやらせます。やります」ということをお答えください。

**【知事】** 私自身もヘリコプターから拝見いたしまして、そのひどさには確かに驚いております。そのために監督者といたしましても住民に対しましてきちんと説明を防災工事について説明をするよう助言したところでございます。



# 島田敬子（日本共産党 京都市右京区） 2002, 7, 5

## 医療保険制度改革・診療報酬改定

### 受診抑制、供給抑制を一層すすめるもの、明確に反対を

#### 【島田】

日本共産党の島田敬子です。先に通告しています三点について、知事並びに関係理事者に質問します。

まず、医療保険制度改革および診療報酬改定についてです。代表質問の答弁をお聞きしましたが、知事は、「給付と負担のバランスを考え将来にわたり持続可能で安定的な医療保険制度を構築すべきである」と、今後予定されている国の改革方向を基本的には推進する立場であり、肝心な点については、「国で議論されること」と前知事と変わらない答弁でした。今、すすめられている「改革」は、従来どおり、患者負担を増やし病院にかかりにくくする「受診抑制」と、病床数そのものを減らす「供給抑制」、この二本を柱にして総医療費を抑制し国庫支出を削減するというやり方であることは明瞭です。九十七年の一割から二割への負担増でも受診抑制は十二・四パーセントにものぼりました。この状況の中で三割になればいっそうの受診抑制がひろがることは避けられません。今回の「大改悪」は、医療保険制度を安定させるどころか、根底から突崩すことにもなりかねないものです。「改革」と称する大改悪をやめ、公共事業の無駄を削り、国庫負担を増やし、高い薬価を欧米並みに引き下げ、早期発見、早期治療の体制を確立してこそ、本当に安定的な医療制度の持続が可能となるのです。国会には、二千六百万の請願署名が寄せられているのです。府民を代表する知事として「医療保険改悪法案」にキッパリ反対していただきたいと思いますが、なぜ反対されないのですか。お答えください。

また、診療報酬改定についてですが、府域の医療提供体制を崩壊させ、「安全・安心」の医療を願う府民の願いにも逆行するものです。

全国保険医団体連合会の調査によれば、四月診療分における改定の影響は、平均で、六・三四％となり、政府公称の二倍以上になりました。三百床の病院で実に年額二億円のマイナスになります。改定内容をみると、リハビリの実施回数を制限し、月十一単位以上は三割削減。消炎沈痛等処置は五回目以は五割削減。外科手術関係では、年間症例数等の「施設基準」をクリアしなければ三割削減。再診療や外来管理料では、月四回目から五割の削減、二百床以上の病院は外来診療料が月二回目から五割削減。そして人口透析時の治療食代や新生児や乳幼児介補料を保険給付からははずすなど減算、逡減制のオンパレードです。そして、十月からは、百八十日を超える入院では基本料が十五％削減され、かわりに、月平均四万から五万円の保険外負担が患者にかぶせられ、負担ができない患者は病院を出なければなりません。患者の病態は千差万別、個人差もあるのに、診療日数実績が多いほど、点数を引き下げ、長期に受診する患者が多いほど病院にペナルティーを課すものであり、「医師の裁量権を踏みにじるもの」との日本医師会の発言は当然です。

また、京都府医師会が行った手術医療に関する調査を例にとりますと、たとえば、心臓のペースメーカー移植交換手術では、四十七医療機関中、基準をクリアする病院は十五病院、冠動脈大動脈バイパス手術は九病院中五病院となっています。現場からは、「最高水準の手術を提供しようと、設備の充実、人材養成をやるなど心血を注いできたのにその根

底を揺るがすむちゃくちゃなやり方だ。」「ただでさえ赤字経営なのに、手術をして三割減収、これでは赤字覚悟で人手を減らして続けるか、手術を止めるしかなくなる」と怒りが広がっています。私立病院協会、保険医協会など、多くの医療関係団体から「病院経営に壊滅的打撃を与え、地域医療の崩壊につながるもの」との声がだされていますが、知事は、このような京都の地域医療提供体制に重大な影響を与える問題について、実態をつかんでいますか。お答えください。もし、まだであればこれらを調査し、関係団体や現場の声を聞き、国に対し、「診療報酬の緊急再改定」を要求すべきと考えますがいかがですか。見解をうかがいます。

第二に、府立病院に関わってですが、全国自治体病院協議会は、不採算医療を受け持ってきた自治体病院としての立場から、「改定内容は自治体病院がやってきたこと、やろうとすることを破壊する」ものときびしく指摘しています。本府の四病院について、四月、五月の診療分の実績において改定の影響率はどうなっていますか。明らかにしてください。本府は財政健全化計画に基づいて、一般会計からの繰り入れを削減し、人件費まで削ってきましたが、今後さらにリストラ「合理化」をすすめることになるではありませんか。それでも、国に何ら発言せず、痛みだけを現場に押しつけるつもりですか。今後の病院運営についての見とおしについてもお聞かせください。

#### 【知事】

急速な高齢化、医療費の増大により、医療保険財政が大変厳しい状況になることが間違いない中で、給付と負担のバランスを考え、国は将来に渡り持続可能で安定的な医療保険制度を構築すべきであると考えています。そして、それを考えるにあたっては、現行医療保険制度の下で京都府はもとより全国の都道府県が市町村とともに老人医療等についてセフティーネットを張り巡らしており、医療制度改革においては、このような自治体の立場を十分にふまえ、低所得者の方々の負担に配慮がされるよう国に対し積極的な提案を行ったところ。私としては、医療保険制度改革が地方の立場を踏まえたものとなるよう、国に対しあくまで積極的に提案しつづけることが、行政に責任を持つものの使命であり、有るべき姿と考えている。

#### 【保健福祉部長】

診療報酬の改定だが、医療保険制度改革全体の中で議論される問題であり、適切な地域医療が確保されるよう、国に対し提案しているところ。

府立医科大付属病院、府立三病院への影響だが、洛南病院での精神救急開始に向けた病棟再編による患者数の変動、与謝の海病院での院外処方開始など、各病院での個別事情があり、前年度の比較が困難な状況にある。ただ、今回の診療報酬の改定では、リハビリテーション料金、CT、MRIによる検査料の見直し等の影響はあると考えている。従来にも増して、地域医療機関との連携や病床利用率向上等による収入確保と、医薬材料の効率的な使用や経費節減に努め、引き続き安定した病院運営に努力したいと考える。

#### 【島田】

ご答弁いただきましたが、再度うかがいます。

医療保険制度、診療報酬改革問題について、「地方の立場」とおっしゃいましたが、地方財政の立場だけが明瞭で、「府民の目線」と言っておられる知事が、その目線には立っていない。現実に苦しんでいる患者さんや、そして、お金がなければ病院にかかれないという不

安を持つ府民の立場に立っておられないということを、私は感じました。いろいろ改革の報告、弱者への十分な配慮ですとか、いろいろ提案をされていることは承知しておりますが、私は、今回の法案について反対すべきではないかと、この事をお尋ねをいたしました。反対なのか、賛成なのか、明瞭にお答えをいただきたいと思います。国会が開会中です。昨日の参議院厚生委員会でも、自民党の議員も「負担増による受信抑制は問題あり」「3割負担、根拠なし」「国庫負担をふやすべきだ」と発言をされました。これは党派を超えて、国民世論の圧倒的多数は、今回の保険制度は、改悪反対というのが乞えなんです。府民を代表する知事として、国会審議で重要な局面だというこの時点で質問をしているわけですから、きっぱり、再度お答えをお願いしたいと思います。

**【知事】** 医療制度改革は、地方の立場を十分に踏まえた医療制度になるように主張していくことがその地方の行政に責任を持つものとして大切であり、反対だけが実績となるような対応はすべきでないと考えている。

## 治療効果を無視した超短時間透析への誘導、治療食の保険はずし

### 人工透析治療の診療報酬の再改定国に求めよ

#### 【島田】

次に、人口透析患者に関わる問題です。

私は先日、京都腎臓病患者協議会をお尋ねし、お話を伺いました。現在、全国で二十万人、府内では四千三百人を超える方が透析治療を受けておられます。糖尿病性腎症の増加、高齢者の増加、長期透析による合併症患者が急増していますが、「今回の改定はそのような治療現場の実情をまったく配慮しないものだ」として、ここでも診療報酬の再改定の強い要望がだされました。

代表質問でも梅木議員が質問したように、透析治療食の保険はずしは本当にひどいものです。透析中に療養の一環として提供してきた食事提供を中止し、食事が出ないと困る方は一般食としてだすから実費を出しなさいというものです。透析治療そのものが体の負担になりたいへんな神経を使う患者に食事の心配をさせる。なんと冷たい仕打ちでしょうか。また、透析時間の時間区分を廃止して一律の点数にしたため、四時間以内の患者は三百三十点の増になったものの、四時間以上では百五十点から二百五十点のマイナス改定となりました。診療報酬によって超短時間透析を誘導するものですが、あるドクターは、「活動力のある通院可能な患者さんは、尿毒素も高いので除去に時間がかかるのは仕方がない。したがって薬液や管理者の時間も多くなるが、その点数を引き下げ、短時間透析に診療報酬で誘導するやり方は許しがたい」と怒りの声をあげておられます。患者の皆さんからは、「長時間透析のほうが治療や病気の経過が良いと言うのは医学会の常識なのになぜこんなことをするのか。このようなやりかたは、透析患者の命を縮めるのに他ならない」と断固撤回を要求されています。この点でも重ねて、国に対して、再改定を求めていただきたいと考えます。

また、改定がなされない場合、本府独自にでも治療食について公費助成を検討していただきたい。少なくとも低所得者に対しての助成を検討いただきたい。福祉医療助成制度の対象にすれば可能です。知事は就任演説で、「どうしたらこれができるのかをまず、考えなさい」と職員に訓示し、今議会でも「弱者に対する支え」の必要性を説いておられます。

見解を伺います。

**【保健福祉部長】**

人工透析関連にかかる診療報酬についてだが、医療技術の進歩により人工透析に要する時間の短縮化が進んでいる中で、診療報酬点数の見直しがされたと承知している。なお、食事については、治療食として提供される場合は従来どおり、医療保険の給付対象となっているもの。

## **高齢の透析患者の実態に応じた、診療報酬の改定と通院移送サービスの介護保険制度の適用を**

**【島田】**

次に、人工透析治療が必要な高齢者の問題です。

現在、透析が必要な要介護のお年寄りは、特別養護老人ホーム、一般老人保健施設、療養型病床のほとんどが、「守備範囲ではない」「医療管理に責任がもてない」「透析など外来通院の送迎ができない」「経済的に無理」などの理由で受け入れていません。こうした中、昨年四月、医療法人桃仁会病院が透析患者の入所を主な目的に老人保険施設を開設し、移送の身体的経済的負担をなくすために、透析クリニックを併設されました。先日お尋ねしましたが、六十四人の透析患者さんが入所されていました。入所者は、肺炎や膀胱炎、床ずれなどの感染症予防、シャントや水分、体重の管理等、特別の注意とケアが必要ですが、介護報酬にはこれらが加味されていません。また、眼科、皮膚科など他の病院の外来に受診をする頻度が高く、通院のための移送費用や、老人保健施設での制限を超える薬代については施設が負担し、月に百万円近い持ち出しとなるとのことでした。そして、今回の診療報酬改定の影響をもろに受けて経営は大変とのことです。こうした医療と福祉の隙間にある、しかし重要な問題を解決するために次期診療報酬改定と介護保険制度の見なおしの中で改善すること。また、通院移送サービスについて介護保険制度の適用が必要と考えます。国に対して要望していただきたいと考えます。そうすれば、医療機関に併設された老人保険施設などに、要介護高齢者が入所しやすくなります。待機者の数などもふくめ、現状を調査した上で、入所施設の確保等の対策を府としても講じられるよう求めます。ご見解をうかがいます。

**【保健福祉部長】** 在宅透析患者の医療機関への通院、移動サービスについては介護保険制度の対象とはなっていないところだが、障害者施策として腎臓機能障害者通院交通費助成事業を実施する他、市町村の実施する重度障害者タクシー運行事業に助成をしているところ。

また、人工透析患者にかかる入所施設につきましては、その方の状態に応じ、医療機関、老人保健施設、特別養護老人ホームに入所していただくことが適切と考えており、各機関の連携により適切にサービスが提供されるよう必要な指導助言を行ってまいります。

**【島田】**

人工透析等の問題については、引き続き委員会等で尋ねさせていただきます。

# 深刻な不登校、学級崩壊の状況。手厚い対策で、すべての 子どもの学習権の保障を

【島田】

次に、不登校、学級崩壊対策についてです。

二〇〇〇年の二月、当時、向日市立勝山中学三年生だった木下学君が、自宅で自らの命を絶ちました。小学校時代は、ほとんど休みなく学校にも学童保育にも通い、学力も問題なく、マラソンも得意、家事手伝いもして良くしゃべり良く笑い十分自立していた学君、負けん気が強くまじめで頑張りやで、誰よりも自分自信を大切に生きようとしていた子どもだった学君でしたが、一九九七年向日市立勝山中学に入学したものの、二学年の頃から授業が成立しない状況、いわゆる「荒れ」の状況が学年規模に広がる中、学校生活からおちこぼれ、だんだんと不登校に陥りました。二学期には「評価不可能」との成績票を受け取ることとなり、私学受験の朝「自分に自信がなく、このままだとろくな大人になれない。これ以上家族や学校に迷惑はかけられないと思った」との遺書を残していました。

同年十月三日保護者である木下秀美さんから京都弁護士会に対し、「向日市立勝山中学校における学習機会の保障と管理主義的指導の解消、登校拒否生徒への特別の対応について」とする人権救済の申し立てが行われました。弁護士会は、一年六ヶ月余の調査のうえ、今年三月、「学校の「荒れ」や不登校によって教育が受けられない状態は、学習権侵害の状態であったこと。このような教育現場の実態を知りえる立場にありながら、勝山中学、向日市教育委員会の対応と、これを指導する府育委員会の対応は、一般的な指示にとどまるなど不適切だったこと」を認定し、教育委員会に対し、「速やかな不登校加配教員の配置などとともに、市町村教育委員会に適切な指導、助言、物的援助を行うこと。学校教育を受けたいのに不登校によりこれを受けられない生徒に対して、個別的な教育指導、ケアを行うことはもとより、保護者や地域社会との連携をはかるなどして、速やかにそのような状態を解消する方法を講じること」と要望しています。この際、この要望書についてどのように受けとめられているのか。この問題から何を教訓とすべきと考えておられるか、本府の小中学校における「荒れ」「校内暴力」「不登校児童生徒」の現状、これに対する取組みの現状と今後の課題も含めて、教育長の見解をうかがいます。

学君がなくなった夜、学校管理者は、PTAの役員を召集した席上で、「いじめがあったわけではない。裁判になったとしても絶対に勝てる」と発言され、その後の弁護士会の調査における向日市教育委員会の回答でも、「いじめ等学校に起因する直接的な原因はなかった」とのみ回答、また、府乙訓教育局は、「市立学校の教育内容に関する事務は当該教育委員会の所管であり、回答する立場にない」と回答されたとのことですが、まことに不誠実で冷酷な対応です。さらに、弁護士会の申し入れを受けたあとの職員会議で校長先生は、「学校の荒れなど弁護士に言われたくない」「電話があれば校長、教頭はいないと言え」「マスコミが正しいわけじゃない」「俺はしゃべるなどいわれている」「いまは荒れていない」とこのように発言されているとお聞きしましたが事実とすれば重大です。六月定例向日市議会で市教育委員会は「要望書の内容を貴重な意見として真摯に受けとめる」と答弁されましたが、本府もこの立場に立つべきです。

木下君の場合のはっとも不幸な結果ですが、ご両親は、自らをさらけ出して「学校とは

なにか」「教育とはなにか」「親は、大人はなにをすべきか」という大変重要な問いかけを社会におこない、「再び、学君と同様のことが起きることがない様に」との願いをもって、教育関係者をはじめ、私たちに呼びかけておられるのです。

一九九八年三月、当時の文部省が公表した「児童生徒の問題行動などに関する調査研究協力者会議」の報告、「抱え込みから開かれた連携へ」では、「今後、学校は学校内ですべてを解決しようとするかえ込み意識を捨てて周囲の人々、人関係者と共同してことにあたる姿勢に転換することを求めたい。」として、現状の問題点や課題が提起されています。先日文教常任委員会で調査をした新潟県聖籠町では、教育長、校長先生が先頭に、一貫して子供達や地域の人達を信頼し、人間を信頼し、そして、住民の力を借りて、「開かれた学校」「子どもにとって楽しい学校作り」への教育実践にとりこんでおられました。これらの姿勢を見習うべきではないでしょうか。

昨年度の調査によると、府内の学校では、不登校生徒の数は、小学校で一六二三人、中学校では二九六一人と一学級に一人いる状況です。不登校の子どもや親達の多くがどこに相談すればいいのか、何をすればいいのか葛藤しながら毎日を暮らしています。

学校現場あるいは市町村教育委員会、各段階でさまざまに取組みがなされ、また、地域での受け皿として、フリースクールや不登校の子どもを持つ親の会、ボランティアによる教育相談活動等で、子供達が不登校を克服した事例も少なくありません。長年相談活動に携わってきた方は、「不登校にいたった理由は百人百通りありその対応にはマニュアルがない。必要なことは子どもと親の気持ちに沿って一緒に考えることだ。」「親も教師も、上からの押付けでなく子ども言い分を良く聞くことだ。」とおっしゃいます。

## 養護教員複数配置、スクールカウンセラーの増員 教育条件向上の土台、小人数学級導入を

具体的課題としてうかがいます。「学校にも子供達の安心できる居場所がほしい」と言う親の声も多いわけです。今年度府教育委員会は五十人のスクールカウンセラーを配置しましたが、二・三校のかけもちで、カウンセラーの都合に子どもがあわせなければなりませんし、研究モデル事業が終わればいなくなるという状況です。また、「学級集団に入れない子どもには安心できる場所、空間」「安心できる人間、受け入れてくれる大人」が必要です。養護教諭がいる保健室が重要な居場所になっている現状があります。国の定数改善計画では、小学校では八百五一人以上、中学校では八百一人以上、高校では八百一人以上の学校に養護教諭複数配置の拡大をすすめています。国の配置基準に該当する学校は何校ありますか。せめて国基準は速やかに達成すべきと考えますが、本府の配置状況はどうなっていますか。うかがいます

さらに、学校の敷地内に「別室」「相談室」が作られているところも増えていますが、担当の先生はいません。「ときおりいろんな先生がのぞきにくる部屋で、子供達はプリントを与えられて一人ぼっちで自習している」という話も聞きました。不登校児童生徒専任の加配措置や、スクールカウンセラーの増員が必要と考えますがいかがですか。

また、「学級崩壊」「荒れ」などの事態は、特定の学校に、あるいは、急におきるのではなく十分予測される事態ですから、同和事業廃止後も事実上継続されている特別加配や学級編成弾力化の特例措置を改善し、現場の声を受けとめて、すべての学校、地域を対象にして、学級編成の弾力化を認めるべきです。いかがですか。

代表質問で知事は、「単に学級規模だけで問題のすべてが解決しない」と答弁されました。確かに、規模だけで教育問題のすべてが解決するものではありませんが、小人数学級は教育条件の土台であることは確かです。

小人数教育についての検討会を設置し、現場の声を聞くということですから、この際、山形県のように、子供達、父母、教職員にアンケート調査をおこない議論に反映させてはいかがでしょうか。教育長の見解をうかがいます。以上、質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

**【教育長】** 京都弁護士会からの要望書についてだが、生徒の尊い命が失われたことを真摯に受けとめ、市町村教育委員会と連携して、各学校において児童生徒一人ひとりを大切にしたい取り組みがいっそう推進されるよう努めてまいりたい。

小中学校における問題行動や不登校についてだが、従来からの取り組みに加え、あらたに心のふれあい相談員を配置するなど、教育相談機能の強化を図ったところだが、今後とも学校、家庭、地域社会、関係機関の連携を図りながら、問題行動などの未然防止、早期発見に努めてまいりたいと考えている。

養護教員についてだが、標準法上、複数配置と算定対象となる学校は10校となっているが、配置については都道府県の実状にあった配置を行うこととなっており、京都府においては標準法では対象外となる学校も含め、すべての学校に養護教員を配置し、児童、生徒の適切な健康管理に努めているが、本年度は複数配置校を4校にしたところである。

加配教員についてだが、市町村教育委員会、府立学校長から各学校の教育計画や過大などを十分聞き、学校の特色や実態に応じた配置に努めているところであり、また、スクールカウンセラーについては、今年度10名を増員し、教育相談機能の強化を図ったところ。

学級編制の弾力化だが、市町村教育委員会からの協議に基づき、特に必要と認められるところから弾力化を図っているところ。

小人数教育については、学び教育推進プランの策定の中で、単に学級規模の議論だけでなく、チームティーチングや習熟度別授業なども含め、児童生徒に効果的な方法について保護者や教員の意見も十分に聞き検討してまいりたいと考えている。

#### **【島田】**

教育の問題ですが、学くんの事態など、こうした事態を真摯に受け止めるという回答をいただきまして、本府教育委員会としての方向もおっしゃいましたが、さらに努力をいただきたいというふうに思います。

私は、知事に伺います。三十人学級がいいことはわかっている、効果があるということも試されてきております。山形県の高橋知事は、30人学級は基礎学力の習得だけではなく、いじめ、不登校もなくすることができるとして踏み出されました。要は、財政の問題です。私は、本当に子ども一人ひとりを大切にする教育を本府で実行するというなら、知事部局、財政当局として財政支援を行って、30人学級も含めて、小人数教育を充実せよと、そういう応援お立場に立っていただきたいと伺います。知事選の公約で、30人学級をすすめるという公約に期待をしている府民もおりますが、この方向でやるのかどうか、改めて伺います。

**【知事】** 小人数教育については、現在、学び教育プラン策定を本義会にお願いしているところであり、その議論を通じながら適切な対応をしていきたいと考えている。

